

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護老人福祉施設等における重度化対応加算等の
経過措置について
計 3 枚（本紙を除く）

Vol.43

平成20年9月26日

厚生労働省老健局計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3971）
FAX：03-3503-7894

平成20年9月26日

都道府県介護保険担当主管課（室）
市区町村介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局計 画 課
振 興 課

介護老人福祉施設等における重度化対応加算等の経過措置について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における重度化対応加算並びに特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び短期入所生活介護における夜間看護体制加算に係る経過措置については、本年3月25日に開催された第50回社会保障審議会介護給付費分科会において、「重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年9月末までに結論を得るものとする。」とされたところです。

本件については、9月25日に開催されました第54回社会保障審議会介護給付費分科会において、介護施設等における重度化対応の実態に関する調査結果の報告の上、経過措置の延長は行わないこととなりました。これにより、9月末をもって当該経過措置は終了することとなりますので、御了知の上、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のなきようお願いいたします。（必要と思われる手続について、別紙のとおりまとめましたのでご参照下さい。）

照会先
厚生労働省老健局計画課
企画法令係
TEL 03-5253-1111(内線3971)

(参考) 重度化対応加算等について

- 介護老人福祉施設等において、それぞれ重度化対応加算については次の①～⑤の要件、夜間看護体制加算については次の①・②の要件（特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る夜間看護体制加算については①②に加え※の要件）を満たす場合に、入所者１名につき１日当たり１０単位を加算するもの。

重度化対応加算	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
夜間看護体制加算	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

【重度化対応加算】 １日１０単位加算 ①常勤の看護師（平成２０年９月までは常勤の看護職員）を１名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ②看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ③看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ④看取りに関する職員研修を行っていること。 ⑤看取りのための個室を確保していること。 ※重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

- 重度化対応加算等の算定に当たっては、加算創設当初、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成１９年３月末までは、常勤の看護師に替え常勤の看護職員でも算定可能、との経過措置を設定した。
- 介護老人福祉施設等における夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備していくために、引き続き平成２０年９月末まで経過措置を延長しているところ。
（平成１９年３月に１年間延長、平成２０年３月に半年間の再延長）
- 本年３月２５日の介護給付費分科会における再延長の議論及び報告において、「重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年９月末までに結論を得るものとする」こととされた。

重度化対応加算等経過措置終了に伴う事務手続

特定施設入居者生活介護
短期入所生活介護
介護老人福祉施設

地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設

①

市区町村

②

都道府県

③

国保連

- ① 経過措置終了後、重度化対応加算等の算定要件を満たさなくなった施設・事業所は、都道府県（地域密着型サービス事業所の場合は市区町村）に、介護給付費算定に係る体制等に関し、変更の届出を提出。
- ※ 各都道府県・市区町村は、施設・事業所からの届出もれがないよう留意すること。

- ② 市区町村は、地域密着型サービス事業所からの届出に基づき、事業所台帳情報を都道府県に提出。

- ③ 都道府県は、平成20年10月利用分の請求の審査に反映できるように、事業所台帳情報を国保連に提出。